

65. 昭和37年度文部省予算中「科学研究の振興に必要な経費」
の配分に関する基本方針について

〔諮問〕

文大研第21号

昭和37年3月12日

日本学術会議事務局長殿

文部省大学学術局長

小林 行 雄

日本学術会議に対する諮問について（依頼）

日本学術会議に対し、日本学術会議法第4条の規定に基づき、下記について諮問したいので、よろしくお取計り願います。

記

昭和37年度文部省予算中「科学研究の振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について

[答申]

庶発第207号
昭和37年4月4日

文部省大学学術局長殿

日本学術会議事務局長

昭和37年度文部省予算中「科学研究の振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について

〔昭和37年3月12日文大研第21号諮問に
対する答申〕

標記のことについて、本会議研究費委員会の審議の結果に基づき、第205回運営審議会の議を経て、別記のとおり答申します。

記

昭和37年度文部省予算中「科学研究の振興に必要な経費」の配分基本方針

- I 科学研究費交付金および科学試験研究費補助金について
1. 研究課題は、研究の成果が期待されるものを重点的に選定する。
 2. 研究費は、研究者が責任をもってその研究を行ないうるように必要な額を配分する。
 3. 審査に際しては、各専門・分科間の連絡を密にする。
 4. 総合研究および機関研究については次に掲げる分野（特進分野）の基礎的研究がとくに推進されるよう配慮する。

総 合 研 究	機 関 研 究
アジア地域の社会・経済構造	アジア地域の社会・経済構造
数理科学	防災科学
超高層物理	化学反応の基礎
核 融 合	がん（動物細胞の異常増殖を 含む）
防災科学	ウイルス
原子炉利用	
放射線影響	
がん(動物細胞の異常増殖を含む)	
ウイルス	

5. 総合研究

(1) 研究費は次のとおり配分し、採択課題数は、395程度とする。

部	配 分 額 (千円)
特 進 分 野	40,000
部にまたがるもの	90,000
第 1 部	86,990
第 2 部	8,740
第 3 部	18,850
第 4 部	95,610
第 5 部	81,480
第 6 部	46,560
第 7 部	122,700
そ の 他	4,000
計	595,000

(2) 特進分野の配分額は、それぞれの分野における全国的研究組織の行なう研究に当てる。

(3) なお、別に重要かつ緊急な問題ならびに本年度中その発生を予想される国際協力のための諸問題にそなえて50,000千円を保留する。

6. 機関研究

(1) 研究費はおおむね次のとおり配分する。

種 類	配 分 額 (千円)
機関研究 (A)	
特 進 分 野	210,000
一 般	700,000
機関研究 (B)	
特 進 分 野	30,000
一 般	110,000
機関研究 (C)	90,000
計	1,140,000

(2) なお、別に予算額の約3%を調整に当てるため保留する。

7. 各個研究

(1) 研究費は次のとおり配分し、採択課題数は1,470程度とする。

部	配 分 額 (千円)
第 1 部	30,240
第 2 部	5,850
第 3 部	8,010
第 4 部	54,090
第 5 部	84,720
第 6 部	47,730
第 7 部	67,680
そ の 他	1,680
計	300,000

(2) 経常研究費が比較的少ない研究機関で行なわれる研究をも促進するよう配慮する。

(3) 上記の研究課題数のほかに研究歴の若い研究者の研究課題を採択する。ただし、その額は、各部配分額のうち10%～

15%とする。

(4) なお、別に7,000千円を小、中、高等学校等の教育、民間研究者の行う研究に当てる。

8. 科学試験研究

研究費は次のとおり配分し、採択課題数は490程度とする。

部		配 分 額 (千円)
自然 科学	工 学	165,570
	農 学	51,170
	医 学	87,960
	小 計	304,700
社 会 科 学		25,300
計		330,000

II 研究成果刊行費補助金について

1. 学術定期刊行物

わが国の代表的な学協会等から、国際学術交流に資するため、定期的に刊行される学術誌であって、学術的価値が高く、刊行を援助する必要があるもののうち、次に掲げるものを対象とする。

(1) 人文・社会科学関係においては、欧文の学術誌および会費が年額800円以上である学協会等が刊行する欧文抄録を掲載する和文の学術誌であって、原則として年4回以上刊行するもの。

(2) 自然科学関係においては、欧文の学術誌および会費が年額800円以上である学協会等が、欧文抄録を掲載し、年4回以上刊行する欧和混合の学術誌であって、原則として欧文頁数が総頁数の50%以上をしめるもの。

なお、当分の間従来 of 経緯にかんがみ、当該学協会等の経営内

容、経営規模等を勘案して、配分を行なうものとする。

2. 学術図書

国庫補助がなくては、刊行の困難と思われる次のようなものを対象とする。

- (1) 重要な研究成果を発表するために刊行する単行本
- (2) 文部省科学研究費等による研究成果であって学術的価値が高い報告書

なお、刊行が数年にわたり継続して多額の経費を要する図書（資料を含む）であって、その刊行年次計画等を検討して選択したものについては、これを完成させるように配慮する。

3. 二次刊行物

学術研究の基礎資料として価値が高く、国庫補助がなくては刊行の困難と思われる次のようなものを対象とする。

- (1) 総合目録、文献集等の刊行物
- (2) 専門分野を代表し、編集に一定の方針があり、かつ永続性のある抄録誌。